

## 第523回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和5年12月20日（水）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

### 4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

### 5 議 題

第1号議案 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について（委員会指示）

第2号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について（委員会指示）

第3号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について（委員会指示）

第4号議案 はえ縄漁業について（委員会指示）

第5号議案 まあじ・まいわしに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量  
について（諮問）

### 6 報告事項

（1）漁業権にかかる資源管理状況等について

（2）いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の結果について

（3）カタクチイワシのTAC管理について

（4）全漁調連東日本ブロック会議の結果について

### 7 そ の 他

### 8 閉 会

資料No. 1

茨海利協第 4 号  
令和 5 年 12 月 4 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会  
会長 大森 明



全長 30 センチメートル未満のひらめの採捕禁止に係る  
委員会指示について（答申）

令和 5 年 11 月 15 日付け茨漁調委諮問第 2 号で諮問のあったこと  
については、原案のとおりで差し支えありません。



---

指 示 (案)

---

(茨城海区漁業調整委員会)

**茨城海区漁業調整委員会指示第 号**

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。
- 2 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

## ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、全長30センチメートル未満のひらめの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

### (申請書の提出)

- 1 全長30センチメートル未満のひらめ採捕承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

### (承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

### (承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

### (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

### (承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

ひらめ試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会长 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

(電話番号)

)

委員会指示に基づく全長30センチメートル未満のひらめの採捕承認を受けたいので、  
下記のとおり申請いたします。

記

1 目的

2 計画の概要

- (1) 採捕場所
- (2) 採捕期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船名
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第 号	
ひらめ試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高 濱 芳 明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所  
氏名又は名称

印

ひらめ試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、  
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

ひらめ試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

資料No. 2

茨海利協第 5 号  
令和 5 年 1 月 4 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会  
会長 大森 明



ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に係る委員会指示  
について（答申）

令和 5 年 1 月 15 日付け茨漁調委諮問第 3 号で諮問のあったこと  
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)  
(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱 芳明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以北の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以北から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以北から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以北から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

資料No. 3

茨海利協第 6 号  
令和 5 年 12 月 4 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会

会長 大森 明



河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止に係る委員会指示  
について（答申）

令和 5 年 11 月 15 日付け茨漁調委諮問第 4 号で諮問のあったこと  
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)  
(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里 根 川	里根川大津橋中間点から半径 900m以内
江 戸 上 川	里根川大津橋中間点から半径 900m以内
関 根 川	関根川河口左岸導流堤突端から半径 200m以内
花 貫 川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径 300m以内
十 王 川	十王川河口基点13号から半径 200m以内
鮎 川	鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径 250m以内
新 川	新川河口右岸導流堤突端から半径 350m以内

- 2 この指示の有効期間は、令和6年5月1日から令和6年12月31日までとする。  
3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

## 禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、さけ及びますの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

### (申請書の提出)

- 1 禁止区域におけるさけ及びますの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

### (承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

### (承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
  - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

### (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

### (承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

(電話番号 )

委員会指示に基づく禁止区域におけるさけ及びますの採捕承認を受けたいので、  
下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1) 採捕場所
- (2) 採捕期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船名
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第 号	
禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高濱 芳明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、  
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所  
氏名又は名称

印

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

## 指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

## 茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等の採捕を目的とするはえ縄漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高濱芳明

## (操業の承認)

- 1 茨城県海面（以下「海面」という。）において、はえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

## (承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数3トン以上5トン未満の動力漁船であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1)前年、海面において当該漁業の操業の実績を有する者
  - (2)委員会が特に認めた者

## (制限又は条件)

- 3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

## (1)操業禁止期間

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。

## (2)操業禁止区域

- ① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。
- ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られ

た場合は、この限りではない。

- ③ 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面又は鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面においては操業してはならない。当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定する。

(3)承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 4 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ翌年の2月末日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

- 5 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

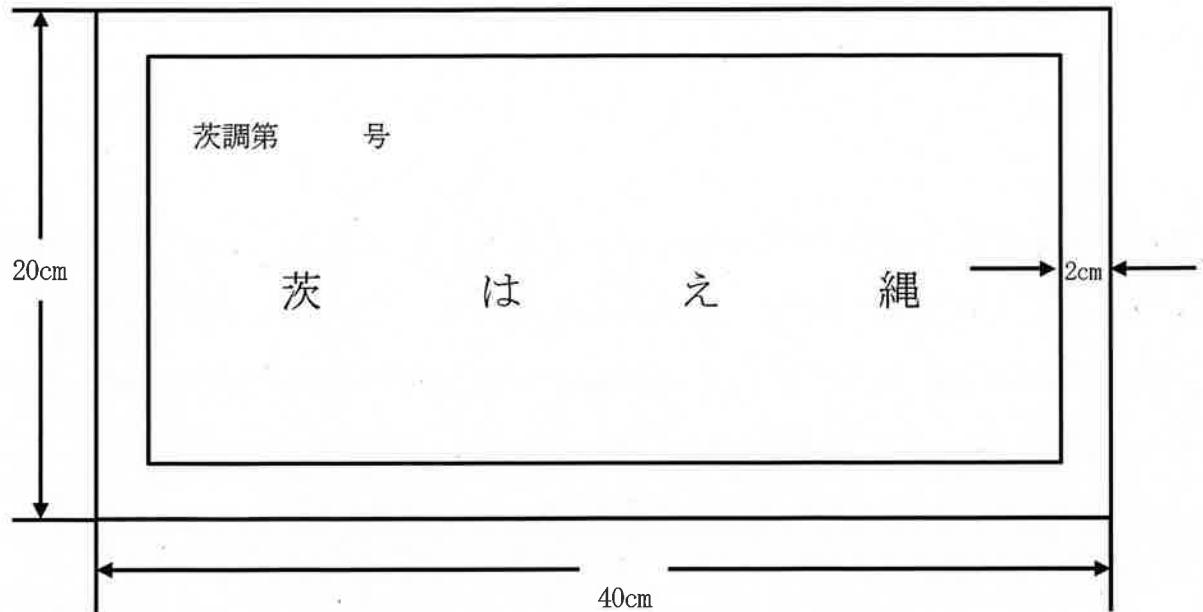
(指示の有効期間)

- 6 この指示の有効期間は、令和6年3月16日から令和7年3月15日までとする。

(取扱の細目)

- 7 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、はえ縄漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

## はえ縄漁業委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるはえ縄漁業の委員会指示に基づく承認に関する取扱要領は、次のとおりとする。

### (申請書の提出)

- 1 はえ縄漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第2号）と副申書（その他、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、その同意書）を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(1)申請理由書

(2)漁船原簿謄本（県外に住所を有する者に限る。）

(3)前年の水揚げ実績を証する書面（委員会指示4に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）

### (承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として令和6年2月末日までとする。

### (承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第3号）を申請者に交付する。

### (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

### (承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

### (漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第4に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

様式第1号

はえ縄漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

委員会指示に基づくはえ縄漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

## はえ縄漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理番号	申請者		船名 漁船登録番号 総トン数 推進機関の種類及び馬力数	添付書類 (○印をつけること)		
	住所	氏名又は名称		申請書	漁船原簿	水揚実績を証する書面

様式第3号（茨城県内に根拠地を有する漁船の場合）

茨調第 号	
はえ縄漁業操業承認証	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類 及び馬力数	
承認有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
制限又は条件	<p>(1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。</p> <p>(2) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。</p> <p>(3) 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。</p>
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高濱芳明	

様式第3号（茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船の場合）

茨調第 号

はえ縄漁業操業承認証

住所	
氏名又は名称	
船名	
漁船登録番号	
総トン数	
推進機関の種類及び馬力数	
承認有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
制限又は条件	(1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。 (2) 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面においては操業してはならない。 (3) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。
	又は (1) 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。 (2) 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面においては操業してはならない。 (3) 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。
	共通 (4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高濱芳明	

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

はえ縄漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に、下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

はえ縄漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船名

3 亡失（き損）の理由

様式第6号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

はえ縄漁獲実績報告書

船名		登録番号		総トン数		操業期間		月 月	日から 日まで
----	--	------	--	------	--	------	--	-----	---------

操 業 状 況

操業日数	漁 獲 量							金額	備考
	ひらめ	かれい類	すずき	あいなめ		その他	計		
月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	千円	
日									
計									

注 茨城県海面における操業について、1月分から12月分までの月別に集計した合計数を実績のある月ごとに記載すること。

## はえ縄漁業（3トン以上5トン未満船）の委員会指示について

### 1 承認漁業とした経緯

平成元年当時、5トン以上20トン未満船のはえ縄漁業については、知事許可漁業（まぐろ、かじき、さめを目的とするもの以外）として千葉県船の入会隻数の枠が設定されていたが、5トン未満船については、自由漁業のため制限がなく、5トン以上船を上回る隻数が操業し、資源管理及び船びき網との調整上問題があったため、検討した結果、平成2年4月から委員会指示を行い、委員会承認漁業としている。

### 2 指示内容

- (1) 対象船：3トン以上5トン未満の動力漁船
- (2) 承認者：操業実績のある者及び委員会が特に認めた者
- (3) 制限又は条件

#### ア 操業禁止期間

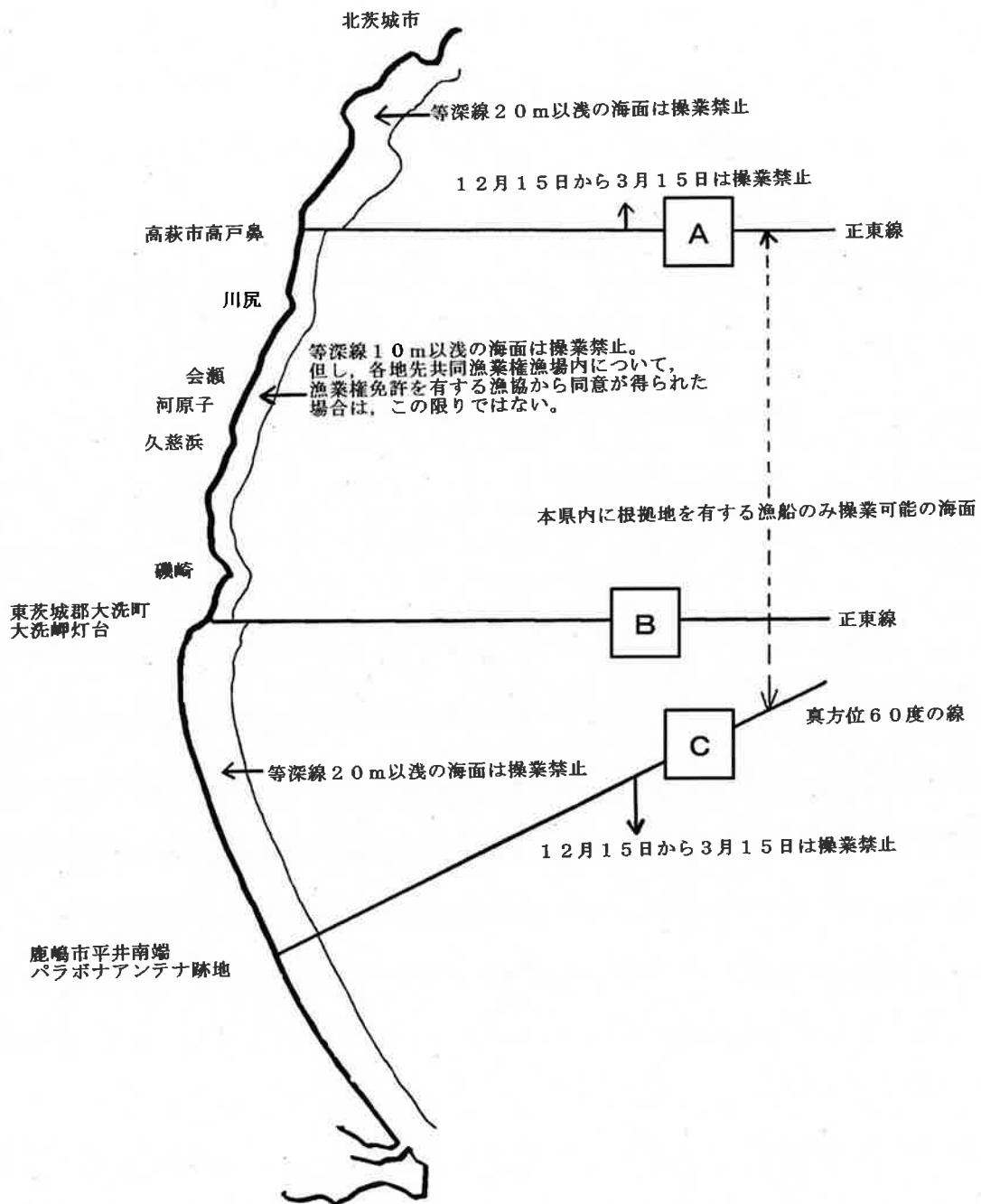
高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面において、12月15日から翌年3月15日まで。

#### イ 操業禁止区域

- ① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面。
- ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面。ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合はこの限りでない。
- ③ 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面又は鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面。当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定。

- (4) 有効期間：令和6年3月16日～翌年3月15日

## 操業禁止区域図



## はえ縄漁業（3トン以上5トン未満船）の承認状況

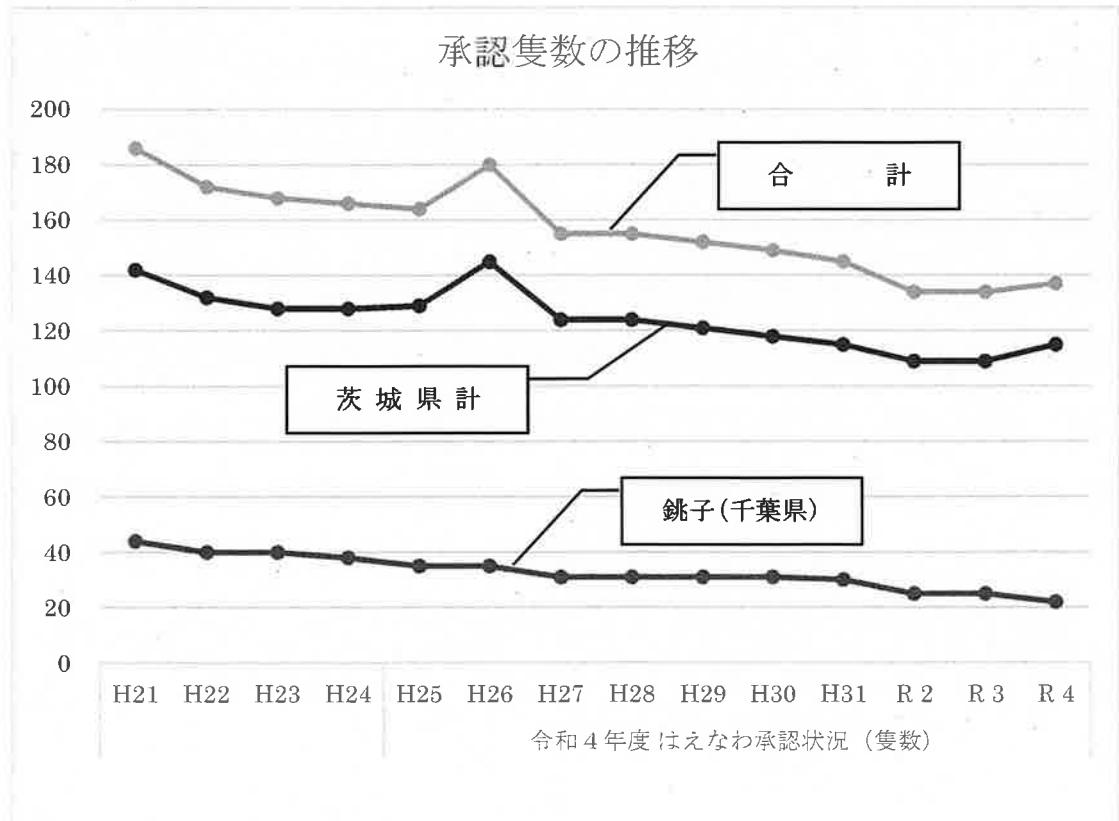
(令和5年10月31日現在)

所 属 漁 協 等	承 認 隻 数
平潟漁業協同組合	8隻
大津漁業協同組合	3隻
川尻漁業協同組合	8隻
久慈町漁業協同組合	1隻
久慈浜丸小漁業協同組合	5隻
磯崎漁業協同組合	5隻
那珂湊漁業協同組合	7隻
大洗町漁業協同組合	10隻
鹿島灘漁業協同組合	56隻
はさき漁業協同組合	12隻
本 県 計	115隻
千葉県(銚子市漁業協同組合)	22隻
合 計	137隻

※委員会指示有効期間：令和5年3月16日～令和6年3月15日

## はえ縄漁業承認隻数の推移

漁協名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4
平 潟	8	8	8	9	8	9	9	8	8	8
大 津	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3
川 尻	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
久 慈 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
久慈浜丸小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
磯 崎	10	10	10	9	7	7	6	5	5	5
那 珂 湊	15	14	13	12	11	9	8	7	7	7
大 洗	13	12	12	12	12	11	10	10	10	10
鹿 島 瀬	57	56	56	56	57	58	58	56	56	56
は さ き	12	32	12	13	13	12	12	12	12	12
茨城県計	129	145	124	124	121	118	115	109	109	115
銚子(千葉県)	35	35	31	31	31	31	30	25	25	22
合計	164	180	155	155	152	149	145	134	134	137
増減(前年差)	-2	16	-25	0	-3	-3	-4	-11	0	3



資料No.5 — 1

漁諮問第 19 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 5 年 12 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦



## 別記

今般、農林水産大臣が、漁業法第15条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和6管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第16条第1項に基づき、茨城県資源管理方針に則して、下記のとおり知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

## 記

令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量

### 第1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量  
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量  
茨城県まあじ漁業に全量を配分する。

### 第2 まいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量  
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量  
茨城県まいわし漁業に全量を配分する。

5水管第2081号  
令和5年11月9日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知。

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量(トン)	基本シェア(%)	現行水準の場合の目安数量(トン)
さんま		0.00%	
まあじ	・現行水準	0.05%	100トン未満
まいわし太平洋系群	現行水準	0.00%	10トン未満
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			
うるめいわし対馬暖流系群			

(注記) 基本シェアの算定期間(令和2年から令和4年まで)の平均漁獲実績が1トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としない。



# 資料 5－2

茨城県資源管理方針 **抜 粋**

(令和5年8月28日改訂)

## 第1 資源管理に関する基本的な事項

### 1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、内水面でも国内第2位の面積を有する霞ヶ浦北浦などで漁業が盛んであり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。本県では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が重要な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

## 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

## 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることとする。

### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるも

のとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 茨城県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

- 1 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。
- 2 特定水産資源以外の水産資源の具体的な資源管理方針は、「別紙2-1-1 ひらめ太平洋北部系群」から「別紙2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1－1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第72条第1項第5号で定める漁業のうち総トン数5トン以上の船舶を使用する漁業をいう。以下同じ。）

イ 定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項で定める漁業をいう。以下同じ。）

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、板びき網漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。定置漁業については、免許統数を現状の2か統を上限とする。

(別紙1－2)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量について、免許統数を現状の 2 か統を上限とする。

以下省略

# 資料 5-3

表 「まあじ及びまいわし太平洋系群」(本県管理分)の漁獲可能量と実績  
(単位:トン)

特定水産資源	管理年度 <sup>※1</sup>	R4	R5	R6
まあじ	漁獲可能量 <sup>※2</sup>	現行水準 目安数量 50トン未満	現行水準 目安数量 50トン未満	現行水準 目安数量 100トン未満
	実 績	71.6	54.6 <sup>※3</sup>	
まいわし 太平洋系群	漁獲可能量 <sup>※2</sup>	現行水準 目安数量 100トン未満	現行水準 目安数量 100トン未満	現行水準 目安数量 10トン未満
	実 績	8.7	1.3 <sup>※3</sup>	

※1 1月から12月まで

※2 「現行水準」: 現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるもの。目安数量が示される。

※3 令和5年10月分まで

令和5年度魚種別資源評価(水産庁)より

2023年8月31日公開



## マアジ (太平洋系群) ①

マアジは日本周辺に広く生息し、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。



図1 分布域

太平洋側の沿岸域に広く分布する。太平洋沿岸域で生まれた集団と東シナ海で生まれた集団で構成されると考えられている。

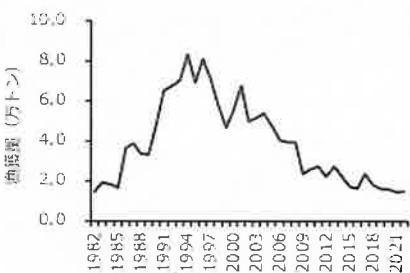


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1980年代後半以降、増加傾向を示し、1993～1997年には7万～8万トンで推移した。その後は減少傾向に転じ、2022年は1.5万トンと低い水準であった。

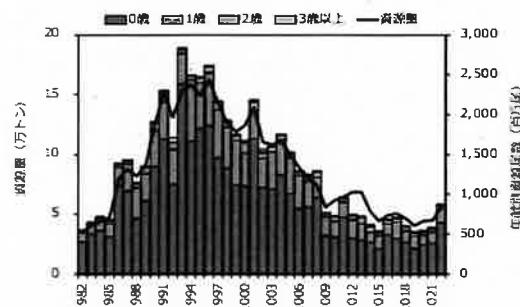


図3 資源量と年齢別資源尾数

資源量は、1996年に16.2万トンとなった後、減少に転じた。近年は横ばい傾向にあり、2022年の資源量は5.6万トンであった。資源の年齢組成を尾数でみると、0歳（育）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳魚以上（灰、黄）が占める割合は少ない。

なお、加入量は各年の0歳魚の資源尾数である。



## マイワシ (太平洋系群) ①

マイワシは日本周辺に広く生息し、本系群はこのうち太平洋に分布する群である。

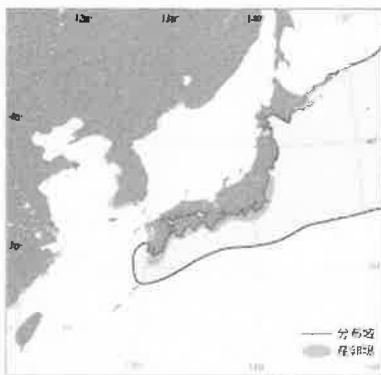


図1 分布図

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、1990年代以降は四国沖から関東近海の各地の黒潮内側域に形成されている。近年の産卵量の増加は潮岬以東で顕著であり、紀伊水道以西の増加は見られていない。

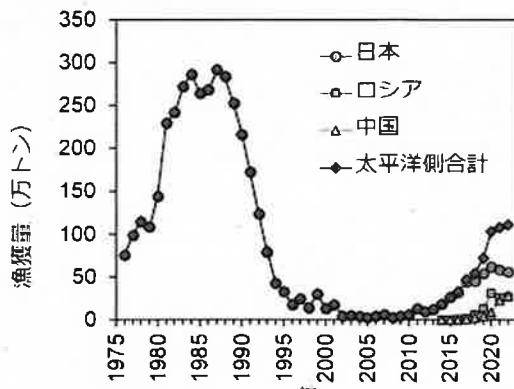


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1970年代後半に増加し、1980年代は250万トンを超える極めて高い水準で推移した。1990年代に入ると急減し、2000年代は極めて低い水準で推移した。2010年代に入ると、増加傾向に転じ、2022年の日本の漁獲量は56.1万トンであった。これまでには日本による漁獲が大半を占めていたが、近年、外国船による漁獲が増加しており、2022年のロシアによる漁獲量は26.7万トン、中国による漁獲量は28.8万トンであった。

資料No.6-1

漁 第1106号  
令和5年12月15日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱 芳明 殿

茨城県知事 大井川 和彦



令和4年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、適切かつ有効に活用していることが確認されましたことを報告します。



## 資料 6－2

### 漁業権にかかる資源管理状況等の報告について

令和5年12月20日  
茨城県農林水産部漁政課

#### 1 資源管理状況等の報告の義務化

- ・ 令和2年12月1日に改正施行となった漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項及び漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号）第28条第1項において、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられた。
- ・ また、漁業法第90条第2項及び漁業法施行規則第28条第3項において、知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告することが義務付けられた。

#### 2 報告方法

- ・ 対象期間 令和4年1月から12月までの間
  - ・ 報告期限 総会終了後1ヶ月以内
  - ・ 報告方法 規定の様式による
  - ・ 報告内容 主に以下の項目について報告
    - (1) 資源管理に関する取組の実施状況
      - ①漁業関係法令の遵守状況
      - ②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況
      - ③資源の増殖に関する取組の実施状況
      - ④その他の取組
    - (2) 漁獲量その他の漁場活用状況
- ※漁獲可能量管理（TAC）システムによる報告に替えることが出来る。

### 3 報告結果について

#### (1) 資源管理に関する取組の実施状況

##### ①漁業関係法令の遵守状況

- 各漁場とも漁業権者から行使者（組合員）に対して、漁業法、県漁業調整規則等の漁業関係法令について、指導が行われ、法令は遵守されていた。

##### ②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況

- 第1種共同漁業権漁場（茨共第1、3～13、15号）においては、漁業権行使規則等に基づきあわび、いせえびなどの資源に対し、全長（殻長、甲長）、操業期間、漁獲量等の制限がなされたほか、茨共第15号漁場においては、はまぐり殻長制限、漁獲船舶のトン数制限、操業隻数制限などが行われた。
- 第2種共同漁業権漁場（茨共第16号、17号）においては、ひらめの全長制限、漁具数の制限などが行われた。
- 定置漁業権漁場（茨定第1号）においては、ひらめの全長制限のほか、くろまぐろの混獲回避に関する取組が実施された。

##### ③資源の増殖に関する取組の実施状況

- 第1種共同漁業権漁場の茨共第1、3、5～13、15号においては、あわび種苗放流（240千個）・はまぐり稚貝の移植放流（270千個）が行われた。
- 第2種共同漁業権漁場の茨共第16号、17号においては、ひらめ稚魚の放流（560千尾）※が行われた。
- 定置漁業権漁場（茨定第1号）においては、ひらめ稚魚の放流（24千尾）※が行われた。  
※ 県全体としては、ひらめ稚魚990千尾の放流。

##### ④その他の取組

- 日常的に陸上や海上からの密漁監視が行われた。

#### (2) 漁獲量その他の漁場活用状況

- 主に漁獲可能量管理（TAC）システムに等により、適切な報告が行われた。

#### (3) その他

茨共第17号漁業権漁場のうち、千葉県銚子市漁協における資源管理状況報告については、令和5年10月25日付で千葉県農林水産部水産局水産課長より茨城県農林水産部漁政課長あてに漁場を適切かつ有効に活用していると判断される旨、報告がされた。

<参考> 関係法令等

漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りではない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権の種類及び免許番号
- (2) 報告の対象となる期間
- (3) 資源管理に関する取組の実施状況
- (4) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- (5) 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の 状況
- (6) その他必要な事項

3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上行うものとする。

海面利用制度等に関するガイドライン

第 4 漁業権

2 資源管理の状況等の報告

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

- (1) 資源管理の状況
  - ① 漁業関係法令の遵守状況
  - ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況
  - ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2) 漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあっては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ、定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

(3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

# 資料 No. 7 - 1

## いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の結果について

令和5年12月20日

茨城県農林水産部漁政課

### 1 特別採捕許可の内容

平成28年に久慈町漁協（河原子出張所）から「いせえび」を対象とした潜水器漁業の操業要望が提出され、以降、資源への影響、漁場利用・漁業調整上の問題や漁業経営への寄与等について調査・検討を行うため、特別採捕許可を発給している。

#### 【特別採捕許可の内容】

項目	内 容
漁具・漁法	潜水器漁業
採捕の期間	許可日から9月30日まで
採捕の区域	第1種共同漁業権内（茨共第7号）
許可の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・操業時間は日の出から日没まで</li><li>・操業時に特別採捕用標旗の掲揚</li><li>・試験操業結果報告書の提出（操業後1か月以内）</li></ul>

### 2 特別採捕許可の実績

年 度	日数	延べ 従事者数	いせえび		備 考
			漁獲量	金 額	
H28	実績なし	—	—	—	天候不順等のため
H29	実績なし	—	—	—	〃
H30	1日	3人	2.0kg	6,480円	
R元	実績なし	—	—	—	天候不順等のため
R2	実績なし	—	—	—	〃
R3	1日	2人	2.5kg	6,875円	
R4	2日	6人	54.8kg	139,652円	
R5	2日	4人	45.1kg	193,878円	

※ R3年度までは、海象条件や経済的に優位なアワビの採捕を優先して操業したことにより、いせえびの十分な漁獲に至らなかった。

### 3 今後の取扱いについて（案）

本県でいせえびを漁獲する主な漁法は固定式さし網であるが、1日1隻当たりの漁獲量は30kg程度である。特別採捕許可の実績から、潜水器漁業によるいせえびの1日1人当たりの採捕量は10kg程度であり、固定式さし網に比べて漁獲圧は低く、資源に大きな影響を与える漁法ではない。

また、潜水器漁業は漁業権漁場内で行う漁業であり、漁場を独占排他的に使用する漁法でもないことから、漁場利用・漁業調整上の問題も生じていない。

以上の理由から、令和6年漁期からは、いせえび潜水器漁業を本許可へと移行<sup>\*</sup>する。

※取扱方針（資料7-2）の改正と許可証（資料7-3）の書き換え。

### 4 スケジュール

令和5年12月20日	海区漁業調整委員会（特採結果報告と方針の事前説明）
令和6年2月	海区漁業調整委員会（取扱方針の改正に係る協議）
令和6年3月	取扱方針の改正・各漁協への通知
令和6年4月	許可証の書き換え

## 潜水器漁業の許可に関する取扱方針

### (趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）

第5条第1項第14号に規定する潜水器漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (漁業種類及び定義)

第2 当該漁業の漁業種類は、次の表の左欄に掲げるものとし、その定義は同表右欄に示すところによる。

漁業種類	定義
あわび潜水器漁業	あわびを漁業対象として潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む）により操業する漁業
うに潜水器漁業	うにを漁業対象として潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む）により操業する漁業
かき潜水器漁業	かきを漁業対象として潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む）により操業する漁業
なまこ潜水器漁業	なまこを漁業対象として潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む）により操業する漁業

### (許可についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

### (制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期
あわび潜水器漁業	第1種共同漁業権の漁場区域	6月1日から9月30日まで
うに潜水器漁業		
かき潜水器漁業		
なまこ潜水器漁業		11月1日から翌年9月30日まで

(許可の基準)

- 第5 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業種類の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業種類以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 6 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

- 第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

- 第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

- 第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可の条件)

- 第9 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。
- (1) 操業時間は、11月1日から翌年5月31日までは7時から15時とし、6月1日から9月30日までは日の出から日没までとする。
  - (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

- 第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。

なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

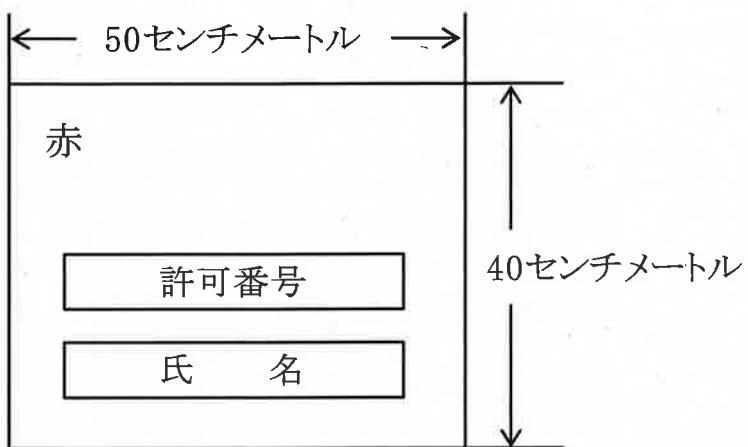
付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

別記様式



## 潛水器漁業許可証

## 1 漁業種類、操業区域及び操業期間

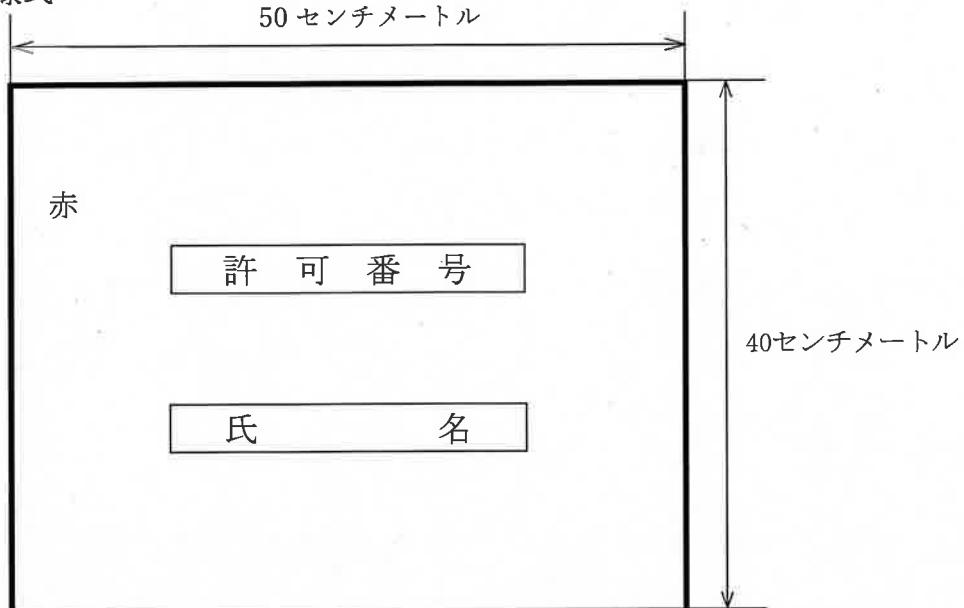
(1) 漁業種類	あわび潜水器漁業	うに潜水器漁業	かき潜水器漁業	なまこ潜水器漁業
(2) 操業区域	茨共第1号 第1種共同 漁業権漁場区域	茨共第1号 第1種共同 漁業権漁場区域	茨共第1号 第1種共同 漁業権漁場区域	茨共第1号 第1種共同 漁業権漁場区域
(3) 操業期間	6月1日から 9月30日まで	6月1日から 9月30日まで	6月1日から 9月30日まで	11月1日から 9月30日まで
2 船舶	(1) 船名  (3) 総トン数	[REDACTED]	(2) 漁船登録番号  (4) 推進機関の 種類及び 馬力数	[REDACTED]
3 許可の有効期間	令和4年11月1日から令和9年10月31日まで			
4 制限又は条件	裏面記載のとおり			

茨城県知事

#### 4 制限又は条件

- (1) 操業時間は、11月1日から翌年5月31日までは7時から15時とし、6月1日から9月30日までは日の出から日没までとする。
- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。

別記様式



#### (不服申し立てにかかる教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

#### (処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

# カタクチイワシの TAC管理について

茨城県農林水産部漁政課  
調整・漁船G

## 漁業法改正と資源管理

### <背景>

- ・漁業生産量の長期的な減少傾向
- ・水産資源を適切に管理し、持続的に利用することが重要
- ・「インプットコントロール」や「テクニカルコントロール」の限界（船舶の隻数及びトン数の制限や漁具、漁法、漁期等）
- ・TAC(漁獲可能量)による数量管理を基本化 (R2～施行)

### <資源管理における主な変更点>

- ・資源評価対象種 : 50種 → 200種
- ・TAC魚種 : 8種 → 漁獲量ベースで8割
- ・自主的な資源管理 : 資源管理計画 → 資源管理協定  
(国や県が認定)

## TAC魚種拡大 検討進捗状況

令和5年12月7日時点(本県に関係する魚種)

水産資源	資源評価 結果の公表	資源評価 結果説明会	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー(SH) 会合
カタクチイワシ 太平洋系群	令和3年9月30日	—	令和3年11月29日	第1回 令和4年3月28日 第2回 令和5年3月7日 第3回 令和5年9月22日 第4回 今後開催
ブリ 全国1系統	令和4年1月28日	—	令和4年7月11日	第1回 令和5年10月11日
マダラ 本州太平洋系群		—		第1回 令和5年3月23日 第2回 令和5年8月7日
ヤナギムシガレイ 太平洋北部	令和3年12月24日	—	令和4年3月17日	今後開催
サメガレイ 太平洋北部		—		今後開催
ヒラメ 太平洋北部系群	令和4年12月23日	令和5年1月27日	令和5年4月24日	今後開催

2

## カタクチイワシ太平洋系群のTAC管理

### R5.9.22 カタクチイワシ太平洋系群 第3回ステークホルダー会合

→ 水産庁は、R6.1.1からのTAC管理開始を提案するも、業界からの多数の反対により見送りとなった。

※カタクチイワシ対馬暖流系群は、R6.1.1からTAC管理開始

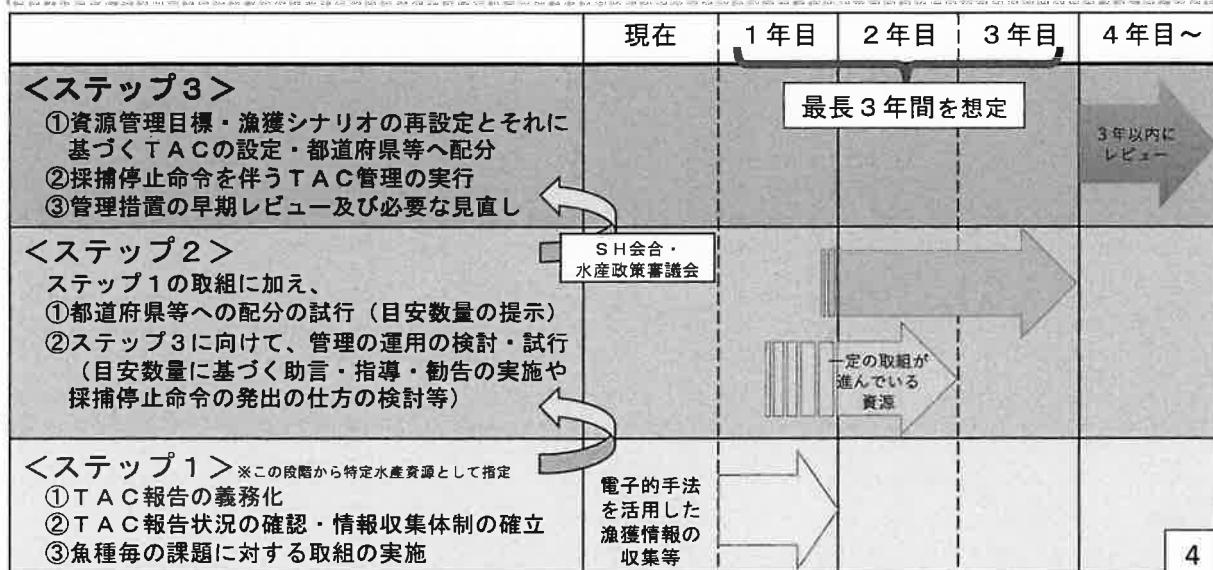
<主な意見>

- ・カタクチイワシ太平洋系群にTAC管理を導入する意義を示してほしい
- ・TAC管理に関する漁業現場の理解が不十分である
- ・通常加入期から高加入期への過渡期において、魚がいるのに捕れなくなるのは死活問題
- ・資源評価の不確実性が大きく、TACに移行するのは時期早々ではないか
- ・シラスの漁獲も資源に影響を与えていているのではないか
- ・漁獲の主体が0～1歳魚であり、TAC管理に向かないのではないか
- ・漁獲報告の義務化が始まつたら、自動的(なし崩し的)に採捕停止を伴うTAC管理に進んでしまうのではないか
- ・TAC管理開始の前に練習期間を設けてほしい

3

## TAC管理のステップアップの考え方

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー(SH)会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。  
(ステップ1・2で最長3年間を想定)



## カタクチイワシTAC管理の導入にかかる本県沿岸漁業の課題

## (1) 漁獲量等の任意報告について(対応中)

- ・令和5年11月8日付けで水産庁から、令和6年1月から漁獲量等の任意報告(ステップ0)を開始するとの通知(資料8-2)
- ・報告の対象は「カエリ以上のカタクチイワシ」
- ・本県では、漁獲情報システム(市場販売伝票データを入力するもの)に集約されたデータを報告に活用するため、登録銘柄等に係る準備を進めている(資料8-3)

## (2) 漁獲枠の配分について(今後対応)

- ・ステップ2以降、国からは、「数量の配分(上限)」または「現行水準(目安)」で配分がある。
- ・「数量の配分(上限)」があった場合、配分方法について検討する必要がある。

ex.

県で一括管理(早獲り競争型) or 漁協ごとに配分・管理  
一年分一括配分 or 四半期ごとに配分 など

(参考) 任意報告等に係るスケジュール

令和5年11月 8日 任意報告に係る事務連絡 水産庁⇒県

令和5年12月12日 任意報告に係る事務連絡 県⇒各漁協

(令和6年1月9日 小型船協議会臨時総会 水産庁説明会)

令和6年1月中 伝票入力コードの追加・運用開始

令和6年2月1～10日 特採によるシラス類等の採捕※

※採捕の対象はシラス類及びイシカワシラウオであり、県旋網組合との取り決めによりカエリの採捕は出来ないが、混獲があった際には漁獲報告が必要

令和6年2月11日以降 しらす船びき網漁業の漁期開始  
(任意報告の本格始動)

5

# 資料 8-2



事務連絡  
令和5年11月8日

関係都道県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

## カタクチイワシ太平洋系群における漁獲量等の任意報告について

平素より水産行政の推進にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

令和5年9月22日に開催されたカタクチイワシ太平洋系群に係る第3回資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）におきましては、関係者による意見交換の結果、TAC管理のステップアップのステップ1を開始することとなりませんでしたが、可能な範囲で漁獲量等に係る情報収集を行うこととし、具体的には、令和6年1月より、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条に基づく漁獲量等の報告に準じた方式により、任意の漁獲報告を実施していただくこととなりました。

このことを踏まえ、本年10月に、別添資料により担当者間の事務打合せを開催したところですが、令和6年1月以降、下記により漁獲量等の報告をしていただきたく、漁業関係者への周知及び指導を含め、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

### 記

- 1 貴県において、カタクチイワシ太平洋系群のカタクチイワシを採捕した者に対し、法第30条第1項に基づく漁獲量等の報告に準じた方式による、漁獲量等の報告の協力を求める。
- 2 貴県は、上記の報告等を取りまとめ、法第30条第2項に基づく漁獲量等の報告に準じた方式により、水産庁に報告する。

以上

# 資料 8—3

事務連絡  
令和 5 年 12 月 12 日

各漁業協同組合

茨城沿海地区漁業協同組合連合会 御中

茨城県農林水産部漁政課 調整・漁船 G

## カタクチイワシの市場販売伝票入力について

市場販売伝票入力データにつきましては、本県の漁獲情報システムに登録・集計され、水産資源の評価や水産行政の立案に活用させていただいております。

さて、国では漁業法に基づく漁獲可能量の設定・割当による資源管理（以下 TAC 制度という）を行う特定水産資源の対象種を現在の 8 種から魚種数の拡大を進めており、令和 6 年 1 月から対馬暖流系群のカタクチイワシとウルメイワシが追加されることになりました。

太平洋系群のカタクチイワシ（本県漁獲対象種）については、TAC 制度導入前の試行段階として別添のとおり令和 6 年 1 月から漁獲量の任意報告を国から求められています。

これに対応するために、下記により市場伝票入力の銘柄を改編し、適正に運用していただくことを検討しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。運用は令和 6 年 1 月中からを予定しております。

不明な点等がありましたら、令和 5 年 12 月 15 日までに当課までお問い合わせください。

### 記

#### 1. 「かえり」「しらす」の区分

体色（腹部）が銀色のものを「かえり」とする。



「かえり」以降（せぐろ等）は、成長段階に応じた従来どおりの銘柄とする。

## 2. 市場伝票入力の銘柄の新設

### ①「かえり・しらす混じり」の新設

「かえり」と「しらす」が混在しているものはこの銘柄を使用する。

### ②「しらす夾雜物混じり」の新設

「しらす」の相場を適切に把握するために、プランクトン混入などにより単価が安い「しらす」はこの銘柄を使用する。

## 3. 漁獲量の国への報告方法

報告対象は「しらす」を除くとされているため、上記により入力されたデータのうち、「かえり」以上のものを県漁政課にて集計して報告する。

なお、「かえり・しらす混じり」についてはその二分の一の量を「かえり」として計上する。

カタクチイワシの銘柄と漁獲量報告対象

銘 柄 (小分類)	TAC報告
せぐろ (ごぼう、中、じやみ)	○
かえり	○
かえり・しらす混じり <sup>※1</sup>	○ <sup>※2</sup>
しらすいわし類	×
しらす夾雜物混じり <sup>※1</sup>	×

※1 新設 ※2 二分の一を「かえり」として計上する

漁獲データは資源管理や水産行政には必須の重要な情報です。TAC 制度のあるなしに関わらず、適正な銘柄を用いるようお願いいたします。

### ○問合せ先

茨城県農林水産部漁政課 調整・漁船 G 谷村・滑川 電話 029 301 4080

### ○添付資料

・「カタクチイワシ太平洋系群における漁獲量等の任意報告について」

令和5年11月8日事務連絡 水産庁資源管理部管理調整課長

・ **参考** 漁業法改正と資源管理